

儲かる農業の実現に向けて 茨城県は枝物の生産拡大を

(いぼらきの枝物トッフルランナー産地拡大事業)

支援します！

申込締切 12/11 水

なぜ、枝物なのか？

枝物は、国内外で需要が急激に伸びておりますが、担い手の不足などにより生産が追付いていない状況です！一方で、県内には、荒廃農地が多く問題となっています。そこで、その農地を再生し枝物の生産拡大をするとともに、労力削減を図ることで、本県の枝物生産農家の所得向上につなげていきます。

支援対象となる方

規模拡大意向のある農業者及び農業者団体、新たに枝物生産を希望する個人及び法人

対象の取組と補助単価

①農地を再生したい

荒廃農地等を枝物畑に再生する費用の※1/2以内を補助
10aあたり上限20万円

※新規就農者が50a以上の農地を再生する等の場合は2/3以内



②機械類を導入したい（①の支援を受けた方が対象）

労力削減に向けた機械類の導入費用の1/2以内を補助
1つの事業実施主体あたり上限150万円

※予算額を超える申請があった場合、①の栽植品目・実施面積により優先順位を付けて採択します。（詳細は交付等要綱別記1第5採択要件を参照すること）

②については、ボーダーライン上の方は満額補助にならないこと、それ以下の順位の方は①の補助のみとなりますので、あらかじめご了承ください。

応募時に必要な書類

(必須) 実施計画書＋以下の添付書類

- ・再生する農地が確認できる書類
- ・農地の再生作業に係る見積書
- ・導入する機械類の見積書（②の支援を受ける場合のみ）
- 等

事業実施上の要件

○荒廃農地等を※10a以上再生すること。

○再生した農地において、収量及び品質の向上に努めながら、5年以上枝物を生産すること。

※ 農業者団体が申請する場合、再生面積の合算が可能です。

Q1 補助対象となる枝物の品目はどのようなものか。

花桃、干両、若松、柳、オリーブ、ユーカリなど、枝物に分類される全品目を対象とします。新たに枝物の生産を開始する方は、お近くの農業改良普及センターにご相談ください。

Q2 補助対象となる再生する農地はどのような農地か。

荒廃農地、遊休農地、田（事業実施前年度に作付けがあったもの）、株枯れ等が発生している枝物生産農地等を対象とします。

※ 株枯れ発生農地の場合は、改植費用を補助します。

Q3 農地を再生する際に、補助対象となる経費は。

資材費（燃料、その他消耗品、土地改良資材）、機械経費（リース代、機械損料）、工事雑費（保険料）、委託費、労務費（本人も含む再生作業に係る人件費）を対象とします。なお、枝物の苗木代は対象外です。

Q4 補助対象となる機械類はどのようなものか。

労力の削減に向けた機械類（本体価格15万円以上）を対象とします。

（例）：乗用草刈機、ハンマーナイフモア、農業用ドローン、チップパー、スピードスプレーヤー、結束機 等

Q5 農地の再生支援を活用する場合、「事業完了」の考え方は。

令和7年3月17日までに、農地の再生作業と枝物の栽植作業を完了し、実績報告書を市町村に提出することにより、「事業完了」とします。なお、苗の確保が間に合わない場合、苗の発注が完了していることを条件とします。

Q6 機械類の導入支援を活用する場合、「事業完了」の考え方は。

令和7年3月17日までに、機械類の納品が完了し、実績報告書を市町村に提出することにより、「事業完了」とします。

Q7 農地をどのように探せばよいか。

枝物を生産したい農地が所在する市町村の農業委員会や農政担当窓口までご相談ください。

Q8 申請先はどこか。

再生する農地が所在する市町村に、直接、又は郵送により提出してください。なお、申請する際は必ず事前に市町村の農政担当窓口までご相談ください。

県HPを必ずご確認ください

枝物トップランナー 産地振興課

検索

県ホームページに本事業の必要資料（交付等要綱等）があります。注意事項の記載もありますので、資料内容の確認をお願いします。

お近くの市町村農政担当課へお気軽にお問い合わせください

または、各地域の農林事務所、県産地振興課、地域農業改良普及センターまで
（農地の再生） （機械類の導入）

県北農林事務所	TEL:0294-80-3301	TEL:0294-80-3303
県央農林事務所	TEL:029-350-3017	TEL:029-221-3034
鹿行農林事務所	TEL:0291-33-6285	TEL:0291-33-4117
県南農林事務所	TEL:029-822-7083	TEL:029-822-7083
県西農林事務所	TEL:0296-24-9169	TEL:0296-24-9169
産地振興課施設野菜・果樹花きG	TEL:029-301-3954	



県HPはこちら↑